

II. 生活環境の魅力向上に係る効果



景観まちづくりの効果

【市民・観光客の満足度の推移】

- 都市景観に関する市民の満足度は、平成17年度の56.6%から微増減を繰り返しながら、平成25年は62.4%となっており、6ポイント上昇している。
- また、観光客の満足度は、平成17年の59.2%から平成22年まで増加し、その後微増減を繰り返しながら、平成25年度は76.8%と約17ポイント上昇している。

H17 → H25
市民満足度 : 6P 増
観光客満足度 : 17P 増

- 市民の満足度：問「自然環境と歴史的遺産が融和した古都にふさわしい都市景観や、市民生活にふさわしい親しみのある都市景観など、地域性のある都市景観が形成されているまちだと思いますか」に対して、「①とてもそう思う、②少しそう思う」を回答した市民の割合
- 観光客の満足度：問「鎌倉に来る前の期待と比べて全体的に満足いただけましたか」に対して、「たいへん満足」「やや満足」と答えた人の割合

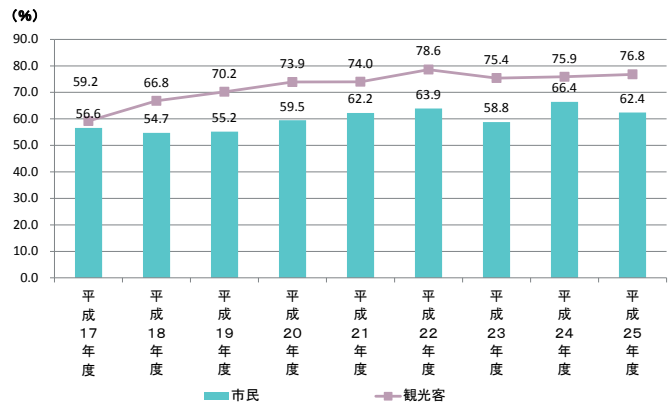


図 市民・観光客の満足度の推移

景観まちづくりの主な取組み

- 鎌倉市は、歴史的風土特別保存地区（昭和42年指定）と風致地区（昭和13年指定）により、古都鎌倉の重要な歴史的風土や緑地などが保存されてきた。平成6年に都市景観形成基本計画の策定、平成7年に都市景観条例を制定し、市街地のまちなみ形成に着手した。
- 景観法制定後に景観計画策定に着手し、平成19年から鎌倉市景観計画を運用してきた。これらを通じて、次の4つのテーマにより景観形成に取り組んでいる。

◇ととのえる景観

- ・地区の個性を活かした景観形成を能動的、戦略的に進めるとともに、景観計画や地区計画等を活用して良好な景観形成に取り組んでいる。

◇そだてる景観

- ・市民との協働・支援や企業の協力により、普及啓発活動や屋外広告物等の景観誘導に取り組んでいる。

◇まもる景観

- ・景観法や文化財保護法等を積極的に活用し、近代建築物等の保全や、これら資源を核とした都市景観の形成に取り組んでいる。

◇つくる景観

- ・公共事業の実施にあたり、都市景観の形成の視点から、魅力ある公共空間の創出に取り組んでいる。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
昭和13年	風致地区の指定
昭和42年	歴史的風土特別保存地区の指定
平成6年	都市景観形成基本計画の策定
平成7年	都市景観条例の制定
平成8年	景観重要建築物の指定（自主制度）
平成11年	かまくら景観百選の選定
平成13年	親子景観セミナースタート
平成16年	景観づくり賞スタート
平成19年	景観計画の策定 景観アドバイザー制度
平成20年	景観地区の都市計画決定 ・鎌倉駅周辺、北鎌倉駅周辺

活用している主な法令制度・事業等

- 景観法（鎌倉市景観計画、鎌倉市都市景観条例）
- 屋外広告物法（神奈川県屋外広告物条例）

取組みによる景観変化



ととのえる景観

由比ガ浜通りでは、地元景観協議会が景観整備機構の支援を受け、建築主・設計者と建築物のデザイン調整等を進めるなど、自主的な景観形成を推進。



そだてる景観

景観形成の意識向上のため表彰制度や子供を対象にワークショップ等を開催。企業の協力による屋外広告物やコインパーキング等の色彩調整を実施。



まもる景観

明治から昭和にかけて建てられた洋風建築物等が多く残されていることから、これら建築物を保全するとともに、庭園や建物の公開、講座の開催などの活用を推進。

つくる景観

都心の骨格を形成し、景観形成上特に重要な道路や河川を景観重要公共施設に指定するとともに、公共施設やサインの整備にあたり、景観アドバイザーの助言を得ながらデザインを調整。



公共サインの集約化



II. 生活環境の魅力向上に係る効果



山口県萩市

景観まちづくりの効果

【移住者の数】

○萩市は古くから歴史観光に取り組むことで、歴史まちづくりを軸に据えた萩市のブランド化を積極的に進めてきた。

○平成 18 年より開始した空き家バンク制度では、特に歴史まちづくりに力を入れて進めてきた萩地域において、古民家も含めた空き家への移住者の数が平成 18 年の 3 世帯から平成 27 年には 8 世帯と増加傾向にある。

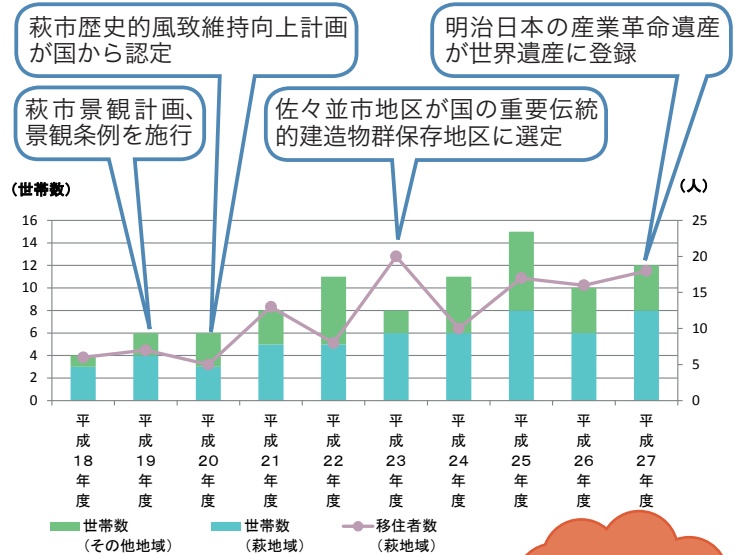


図 空き家バンク制度を活用した移住者数の推移

年間 12 人移住

景観まちづくりの主な取組み

○萩市では、昭和 41 年に萩城城下町が国史跡に指定され、昭和 47 年に萩市歴史的景観保存条例を制定するなど、古くから独自の歴史的景観保全の取組みを推進してきた。

○昭和 51 年以降、4 つの地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定、平成 19 年に景観法に基づく景観計画並びに景観条例を制定、平成 21 年には歴史的風致維持向上計画の認定など、歴史的なまちなみ整備を推進し、これらを地域の資源として積極的に活用を図ってきた。

○一方、全国的に進む人口減少への対策として、移住者の受け入れを積極的に進めるために、空き家情報バンク制度の取組みを平成 18 年から開始した。これにより、市内の空き家となった古民家などの利活用も図られ、重層的な歴史まちづくりの取組みが進めている。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
昭和 41 年	○萩城城下町が国の史跡に指定
昭和 47 年	○萩市歴史的景観保存条例を制定
昭和 51 年	○平安古地区、堀内地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定
平成 13 年	○浜崎地区が国の重用伝統的建造物群保存地区に選定
平成 16 年	○まちじゅう博物館条例を制定
平成 19 年	○萩市景観計画、景観条例を施行
平成 20 年	○萩市屋外広告物等に関する条例を制定
平成 21 年	○萩市歴史的風致維持向上計画が国から認定
平成 23 年	○佐々並市地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定
平成 27 年	○市内 5 ヶ所の資産を含む明治日本の産業革命遺産が世界遺産に登録

活用している主な法令制度・事業等

- 文化財保護法（重要伝統的建造物群保存地区等）
- 景観法（萩市景観計画、萩市景観条例）
- 屋外広告物法（萩市屋外広告物等に関する条例）
- 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
- 萩市空き家情報バンク制度
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（萩市歴史的風致維持向上計画）

取組みによる景観変化



歴史的空間と一体となった都市計画道路の検討、整備

往時の武家屋敷の町割りが残る地域で計画された都市計画道路において、歩車分離がなされ、歴史的空間に配慮した整備を実施。



町屋の修理

中心商店街に位置する江戸時代の町家。萩市歴史的風致維持向上計画に基づき、街なみ環境整備事業の補助を活用し、所有者が修理を実施。



空き家バンクを活用した農家住宅の再生

佐々並市伝統的建造物群保存地区で、かつての農家を空き家バンクを通じて購入した所有者が住宅として再生。外観の改修については、伝統的建造物群保存地区制度の補助金を活用。

II. 生活環境の魅力向上に係る効果



□ 景観まちづくりの効果

【カシニワ公開・情報バンクの数】

○柏市では、宅地化されずに残っている土地や荒れた樹林地などの未利用地の増加や、市民のみどりに関する活動意欲の高まりなどを背景に、市民と行政が協力する「カシニワ制度」（かしの庭・地域の庭）を立ち上げ、みどりの保全・創出、人々の交流の増進、地域の魅力アップを図っている。

○このカシニワ制度は、主に2つの柱で構成されている。1つは、土地を貸したい土地所有者、土地を借りてみどりに関する活動をしたい市民団体等、みどりの活動を支援したい人の情報を集約し、市が仲介を行う「カシニワ情報バンク」、もう1つは、一般公開可能な個人の庭（オープンガーデン）やカシニワ情報バンクを通じて活動を開始した場所を含む市民団体等によるみどりの活動の場（地域の庭）を広く公開する「カシニワ公開」である。

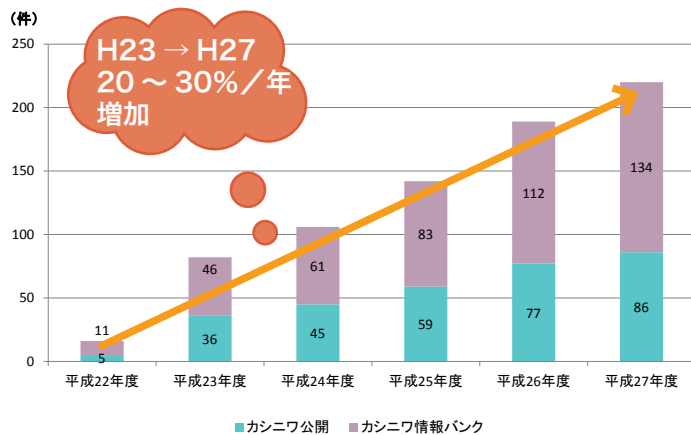


図 カシニワ制度の実績



図 カシニワの公開状況

□ 景観まちづくりの主な取組み

○市内にカシニワが増えてきたことや、カシニワ参加者からの要望もあり、カシニワ登録地や柏の魅力を活かし、伝え、育て、みどりによるまちづくりへの参加者を増やすことを目的に、2013年度から年に1回の一斉公開イベントとして、カシニワ・フェスタを開催している。

○2015年度のカシニワ・フェスタは、協力地を含む76ヶ所において10日間開催され、期間中の来場者数は14,120人と前年の来場者数9,200人を大きく超える結果となり、市のイベントとしても定着してきている。

○柏市は、カシニワ登録者が行う緑地環境の保全・再生・創出に関する整備・改修等（ハード事業）と活動（ソフト事業）に対する助成や物資の仲介・提供など、市民活動をサポートしている。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
平成22年	○カシニワ制度スタート
平成25年	○カシニワ・フェスタスタート

□ 活用している主な法令制度・事業等

○柏市カシニワ制度

取組みによる景観変化



里山（船戸古墳）の調査・整備

市民団体が、手入れが行き届かなくなった里山（船戸古墳、約1.8ha）の樹木・山野草等を調査・記録、歩行路・枯損木等を整備。



未利用地の活用

未利用地（公共用地、約0.3ha）を地元町内会が管理し、草刈りや花壇等を整備。地域に公園的な空間が創出されるとともに、イベント等を通じて、町内会の多世代の交流やコミュニケーションの機会を創出。



空きスペースの活用

都市計画道路予定地で事業前の空きスペースを地元町内会が草刈りや花壇等を整備。